

生活資金の貸付事業について（その1）

[昭和24年5月4日 社乙発第119号
各都道府県知事あて 厚生省社会局長通知]

標記の件に関し別紙甲号の通り岐阜県知事より照会があったので、乙号の通り回答したから了知されたい。

(甲号) (岐阜県知事より照会)

消費生活協同組合の共済事業として、次の如く事業を認めたいと思うが如何。（共済事業特別会計とする。）

- 1 (1) 組合員から1口50円の共済資金を醵出せしめる。
 - (2) 組合員が病気、不時の出費等にて生活上必要ある場合には5,000円の範囲内で共済資金の貸出をする。
 - (3) 借受者が右共済掛金を借受けた場合は所定の利子を支払う。
 - (4) 借受けた共済資金は月賦等の方法にて返済する。
- 2 1の(1)の場合の1口の醵出金額を一率にしないで10円乃至100円の範囲で適宜醵出せしめる。
- 3 右の醵出金をなさしめないで資金は借入金で賄う。
- 4 資金は一部醵出金、一部借入金で賄う。

(乙号)

消費生活協同組合の共済事業に関する件

[昭和24年5月4日 社乙発第119号
岐阜県知事あて 厚生省社会局長回答]

かねて照会中の標記の件に関し大蔵省銀行局長より別紙の通り回答があったから了知されたい。

消費生活協同組合の共済事業について

[昭和24年4月28日 銀特第292号
厚生省社会局長あて 大蔵省銀行局長回答]

4月7日付社発第610号をもって御照会の首題の件については、左記の通り了知されたい。

記

消費生活協同組合が、その共済事業として生活資金の貸出を行うのは差支えないと思われるが、その資金は、当該組合の出資金又は借入金をもって賄うべく、これがため貯金類似のものを受け入れることは、不可と思われる。

生活資金の貸付事業について（その2）

[照会]

[昭和26年4月11日 厚第559号 厚生省社会局生活課長あて
佐賀県民生部長]

消費生活協同組合の共済事業として次のような事業を認めてよいか御指示願いたい。
なお、このことについては昭和24年5月4日付社乙発第119号標題件についての通牒がある
が右の通牒による解釈はこれが資金を出資金又は借入金をもって賄うよう指示されているが、現
組合の現状からみて出資金又は借入金をもって賄うことは不可能のことと云わねばならないので
別途次のような方法によって差支えないか。かさねて御指示を願いたい。

- 1 組合員から出資金の他に共済事業のみの共済資金を醵出せしめる。（1回限り又は毎月の何
れかの方法による。）
なお、この場合組合員（共済資金出資者）に対し組合より所定の利子を支払う。
- 2 右共済資金は共済事業特別会計とし組合員の病気又は不時の出資等で生活上必要ある場合に
共済資金の貸出を行い所定の利子を徴する。なお、共済資金は月賦等の方法で返済させる。

[回答]

[昭和26年5月9日 佐賀県民生部長あて
厚生省社会局生活課長]

昭和26年4月11日厚第559号を以て照会にかかる標記の件、左記の通り回答する。

記

- 1 組合員から出資金の他に、共済事業のみの資金を醵出せるのは、それが掛金の意味ならば
差支えないが、御来示の趣旨、すなわち、貸付ける目的であれば預金と考えられるもので、生
協の事業の範囲を逸脱することになるから、認められない。
従って、第1項後段の間は、問題とならない。
- 2 従って、共済事業は、原則として組合の出資金又は掛金を以て賄うべく、それから組合員の
病気その他不時の出資で出生活上必要ある場合に共済資金を貸出すのは差支えない。その際共

済事業を特別会計とすることが望ましく、又低利の利子（年1割2分以下）を徴するのは差支えない。なお、貸付けた共済資金を月賦等で返済させるのは差支えない。

消費生活協同組合が共済事業の一部として質 屋類似の事業を行うことの可否について

[照会]

〔昭和26年4月12日 民生発第569号 厚生省社会局長あて
東京都民生局長〕

管内一生活協同組合より共済事業の一部として質屋類似の事業を行いたい旨申出があったが、生活協同組合としてこのような事業を行い得るかどうか御伺い致します。

備考

- 1 組合員を対象に出資金及び借入金その他により組合員の生活に必要な資金を貸付ける。
(預貯金に類するものは徴収しない。)
- 2 貸付ける場合衣料その他を質に預り貸付期間中貸付金額に対し利子を徴収する。
- 3 期限までに貸付金の返済のない場合は質屋業と同じく取扱う。

[回答]

〔昭和26年5月22日 社発第417号 東京都民生局長あて
厚生省社会局長〕

昭和26年4月12日民生発第569号を以て照会にかかる標記の件、左記の通り回答する。

記

- 1 組合員に対して、偶発的事故に際して必要な生活資金を貸付けることは、共済事業本来のかたちである給付を行う体系に対し、副次的体系として行って差支えないが、それは出資金、借入金、又は掛金の余裕を以て賄うべく、特別に預貯金類似のものを徴収してはならない。
- 2 貸付ける場合に、一般民法の規定に従って質物をとることは差支えない。利子は、とってよいが組合共済事業の趣旨から見て、年1割2分以下の利率とされたい。
- 3 質営業の場合のように、あらかじめ流質契約の締結はできないから、期限迄に貸付金の返済無き場合に、質権の実行は一般民法の規定によって行われなければならないこととなり、その手続は相当煩瑣になる上に、盜難等に対する質権の保管設備もないから質物をとることは好ましいものではない。